就学援助制度について　Ｒ２

お子様を学校に通わせるうえで必要なお金を払うことが経済的にきびしいご家庭に対して、学用品や修学旅行費などを援助する就学援助制度があります。羽曳野市教育委員会発行の「就学援助制度について【お知らせ】」をご覧ください。（羽曳野市ＨＰ参照）
就学援助費の受給を希望される方は、「就学援助費受給申請書」の用紙をお渡しします。担任へ申し出ていただくか、事務室まで連絡ください。
申請受付の窓口は2通りあり、学校へ申請する方法と、直接市役所学校教育課へ申請する方法があります。学校へ申請される場合は、峰塚中学校事務室まで提出してください。

☆**羽曳野市の認定基準により、受給資格の審査が行われます。**（所得制限などがあります）

制度について詳しくは、直接、羽曳野市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】　羽曳野市教育委員会学校教育課（市役所別館３階）
℡ 072−947−3907（学校教育課 直通）

お子様が、小中学校それぞれに在籍の場合、各学校で手続きしてください。
申請受付は２月中までとなっていますが、援助費給付は認定された日からの支給になりますので必要な方はお早めに申請ください。認定・不認定の結果は、羽曳野市よりご家庭へ通知されます。

援助内容

新入学用品（１年生のみ）		６００００円（１学期のみ支給）
通学用品費（２・３年生のみ）		２２７０円（年額・学期ごと）
学用品費		２２７３０円（年額・学期ごと）
修学旅行費	上限	６０９１０円（実施後）
校外活動費（宿泊・スキー合宿）	上限	６２１０円（実施後）
校外活動費		２３１０円（年額・学期ごと）
柔道着代	上限	７６５０円（購入後）

医療費援助　お子様が病気のときは、学校保健法に定める病気であれば、「児童生徒医療券」が発行されます。

支給方法

援助費は学期末ごとに支給され、学校申請の場合は、口座振替をしていただいている口座（農協・ゆうちょ銀行）へ振込みをします。
ゆうちょ銀行の口座の方は、振り込み手数料をご負担いただきます。
学校諸経費が未納の場合は、調整のうえ、振込みさせていただく場合がありますのでご承知おきください。